

令和4年

2月農業委員会総会議事録

■日 時	2022年（令和4年）2月14日（月）14：30～14：50	反訳：株式会社
■場 所	和泉市コミュニティセンター4階中集会室	会議録研究所
■出席者 （敬称略） （議席順）	[農業委員] 計（11名） 1 若林 主治 2 橋本 卓爾 3 辻野 清一 4 西辻 達佳 5 田口 榮男 6 藤原 松男 7 8 9 福本 敏行 10 飯阪 保 11 森 勝義 12 友田 博文 13 式森 彦人 [欠席委員] 計（2名） 7 前田 敏行 8 岡田 如弘 [事務局] 計（4名） 中塚 好一 富永 利幸 西川 秀士 麓 信也	
■提出資料	議案書	
■議案	議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について 報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について	

■議事内容

事務局	<p>それでは、ただいまから令和4年2月の委員会総会を進めさせていただきます。 開会に当たりまして、友田会長、御挨拶をお願いいたします。</p>
友田会長	<p>（時節の挨拶） では、早速ですが、本日の出席者数を事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>本日、委員会に出席されております委員は11名でございます。 欠席の旨、連絡のありました委員は、7番、前田委員、8番、岡田委員。 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定によりまして、 本委員会が成立しておりますことを御報告いたします。 それでは、友田会長、議事進行、よろしくをお願いいたします。</p>
友田会長	<p>本日の議事録署名人は、6番、藤原松男副会長、9番、福本敏行委員の御両名にお 願いいたします。 （両委員の承諾あり） それでは、議案書1ページをお願いいたします。 2月委員会議事日程、議案第1号から議案第2号、報告第1号から報告第2号とな っておりますので、よろしくをお願いいたします。 議案書2ページをお願いいたします。 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請承認について、農地を農地以外の 用途に転用1件に関する申請を別紙のとおり定めるものといたします。 議案書3ページをお願いいたします。</p>

事務局

議案第1号、1番、国分町の物件につきましては事務局から説明願います。
事務局の麓でございます。

議案書3ページ、1番について説明させていただきます。

当該案件につきましては、令和4年2月14日に代理人から取下げをしたい旨の連絡がありましたので、本議案から取下げをすることを御報告いたします。

以上です。

友田会長

事務局の説明が終わりました。

これにつきましては、所有者から申請の取下げの申出が代理人を通じてあったことから、議案第1号、1番については、申請を取り下げるということで異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ありがとうございます。

議案第1号、番号1については、取り下げることになりました。

議案書4ページをお願いいたします。

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条の規定による農用地利用集積計画7件を別表のとおり定めるものといたします。

議案書5ページをお願いいたします。

議案第2号、番号1・2・3、浦田町の物件については、関連があることから一括説明とします。

事務局から説明願います。

事務局

議案書5ページ、1・2・3番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は浦田町で、地目は田6筆、面積は合わせて4,013㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は花卉栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の記載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の廉林推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、花卉栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で花卉栽培を引き続き行うとのこと。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしく

友田会長	<p>お願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、御意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、番号1・番号2・番号3については決定することといたします。</p> <p>議案第2号、番号4から7まで、田口委員が農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、審議が終わるまで退席となります。</p> <p>(田口榮男委員退席)</p> <p>議案第2号、番号4、小野田町、北田中町の物件につきまして、事務局から説明願います。</p>
事務局	<p>議案書5ページ、4番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は小野田町、北田中町で、地目は田5筆、面積は合わせて2,875㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。</p> <p>申請地は水稻栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。</p> <p>続きまして、地区担当の飯阪委員から受けました調査結果の報告をいたします。</p> <p>「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。借り手は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり間違いありません。」と報告を受けております。</p> <p>また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。</p> <p>以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
友田会長	<p>事務局の説明が終わりました。</p> <p>この件につきまして、異議、意見はございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>ありがとうございます。</p> <p>異議なしということで、議案第2号、番号4については決定することといたします。</p>
事務局	<p>議案第2号、番号5、松尾寺町の物件について事務局から説明願います。</p> <p>議案書6ページ、5番について説明させていただきます。</p> <p>物件の所在地は松尾寺町で、地目は田1筆、面積は1,394㎡でございます。</p> <p>貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分</p>

につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、地区担当の辻推進委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に意思確認を電話でいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されております。借り手は申請地で水稻を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ございませんか。ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、番号5については決定することといたします。

続きまして、議案第2号、番号6・7、平井町の物件について、事務局から説明願います。

事務局 議案書6ページ、6・7番について、関連があることから一括説明させていただきます。

物件の所在地は平井町で、地目は田3筆、面積は合わせて3,060㎡でございます。

貸し手、借り手、設定する利用権、借り手の経営面積、新規・継続の別、農地区分につきましては、議案書記載のとおりでございます。

申請地は野菜栽培されている農地であり、農地基本台帳において小作人の登載がないことを確認しております。

続きまして、前田委員から受けました調査結果の報告をいたします。

「現地確認を行い、水稻栽培されている農地であり、貸し手、借り手に電話にて意思確認をいたしました。貸し手は申請地を貸すことに同意されており、借り手は申請地で作物を栽培する予定であります。申請どおり問題ありません。」と報告を受けております。

また、農地利用最適化推進委員からも、この件に関し意見などはございませんでした。

以上、申請内容と調査結果報告になりますので、御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

友田会長 事務局の説明が終わりました。

この件につきまして、異議、意見はございませんか。

(異議なしの声)

ございませんか。ありがとうございます。

異議なしということで、議案第2号、番号6・番号7については決定することといたします。

(田口榮男委員入室)

次に、報告案件に移ります。

議案書7ページ、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用3件を専決により受理したので、報告いたします。議案書8ページを御参照ください。

議案書9ページ、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の専決受理について、農地を農地以外の用途に転用するため、これらの使用貸借権の設定1件、所有権移転5件を専決により受理しましたので、報告いたします。議案書10ページを御参照ください。

以上、本日の審議は全て終了いたしました。

この際、何か皆さん方で御意見がありましたらお受けいたします。何かございませんか。

(質問等なし)

それでは、別にないようでございますので、本日は、委員皆様方にはお忙しい中、誠にありがとうございます。

これにて終了させていただきます。

閉会時間 14時50分

上記会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するためにここに署名する。

会 長

委 員

委 員